

平生町告示第61号

令和6年第1回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和6年1月23日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和6年1月26日

2 場 所 平生町議会議場

3 付議事項

- (1) 令和5年度平生町一般会計補正予算
  - (2) 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
  - (3) 平生町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 

○開会日に応招した議員

原 真紀さん	長尾 忠明君
中村 一幸君	中本 敦子さん
赤松 義生君	中川 裕之君
河藤 泰明君	岩本ひろ子さん
河内山宏充君	平岡 正一君
細田留美子さん	中村 武央君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和6年 第1回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

令和6年1月26日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和6年1月26日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第1号 令和5年度平生町一般会計補正予算  
日程第5 議案第2号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例  
日程第6 議案第3号 平生町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第1号 令和5年度平生町一般会計補正予算  
日程第5 議案第2号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例  
日程第6 議案第3号 平生町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 

出席議員(12名)

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1番 原 真紀さん   | 2番 長尾 忠明君  |
| 3番 中村 一幸君   | 5番 中本 敦子さん |
| 6番 赤松 義生君   | 7番 中川 裕之君  |
| 8番 河藤 泰明君   | 9番 岩本ひろ子さん |
| 10番 河内山宏充君  | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 細田留美子さん | 13番 中村 武央君 |
- 

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君      副町長 …………… 友田 隆君  
教育長 …………… 清時 崇文君      会計管理者 …………… 金岡 泰史君  
総務課長 …………… 中尾 和正君      地域振興課長 …………… 星出 一明君  
町民福祉課長 …………… 淵上万理子さん      環境政策室長 …………… 山本 和也君  
総務課財務班長 …………… 山本 順一君

---

午前9時00分開会・開議

○議長(中村 武央君) ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回平生町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長(中村 武央君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、平岡正一議員、細田留美子議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長(中村 武央君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 武央君) 御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

---

**日程第3. 諸般の報告**

○議長(中村 武央君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告、本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者の職氏名の報告は、お手元に配付の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。休憩中に委員会室で全員協議会を開催し、全員協議会終了後に

本会議を再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

午前9時02分休憩

.....  
午前9時30分再開

日程第4. 議案第1号

日程第5. 議案第2号

日程第6. 議案第3号

○議長（中村 武央君） それでは再開いたします。ここから中本敦子議員が出席をいたします。

日程第4、議案第1号「令和5年度平生町一般会計補正予算」から日程第6、議案第3号「平生町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例」までの件を一括議題といたします。

それでは、町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

新年を迎え、早いもので1か月がたとうとしています。本年も町政への変わらぬ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

御承知のとおり、元旦に石川県能登半島で大きな地震が発生をいたしました。災害というのは、時や状況を選ばないものであることを痛感させられたところでございます。この地震により亡くなられた方々に対しまして、深く哀悼の意を表しますとともに、全ての被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い被災地の復興を願っております。連日、被害の状況や避難生活での課題などの報道がなされているところです。こうした課題を注視し、本町において災害が発生した場合の備えをしっかりと整えていきたいと思っております。

そうした中、令和6年第1回平生町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にも関わりませず全員の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本会議に御提案申し上げます議案は、予算1件、条例2件でございます。

それでは、議案第1号「令和5年度平生町一般会計補正予算」について、御説明申し上げます。

このたびの補正は、1億1,212万円を増額いたしまして、予算総額は65億7,014万2,000円となるものであります。

補正内容につきましては、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源として活用した、物価高騰への対応に要するものであります。

歳出より申し上げます。

8ページの生活応援商品券配布事業費では、物価高騰の影響を受けている家計への生活応援及び地元経済の活性化を支援するため、町民一人当たり5,000円分の商品券を配布する事業に要する経費を計上いたしております。

9ページにかけての物価高騰対応重点支援給付金事業費では、国の総合経済対策の一つとして実施します、住民税均等割のみの課税世帯への給付及びこども加算の給付に要する経費を計上いたしております。

続きまして、7ページの歳入について申し上げます。

特定財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を国庫支出金に計上いたすほか、交付限度額を超える部分の財源としまして、財政基金からの繰入れを行っております。

続きまして、議案第2号「平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、戸籍法の改正により地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、所要の改正をいたすものであります。主な改正の内容といたしましては、戸籍または除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるものであります。施行日につきましては、令和6年3月1日といたします。

続きまして、議案第3号「平生町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。改正の内容といたしましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の条ずれに対応する改正を行うものであります。施行日につきましては、公布の日といたします。

以上をもちまして、提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

議案第1号「令和5年度平生町一般会計補正予算」から議案第3号「平生町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例」についてまでを一括で質疑を行います。質疑はありませんか。河内山議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 令和5年度平生町補正予算書、一般会計のほうなんですけど、議案書の8ページ、総務費の総務管理費、生活応援商品券配布事業費ですね。これは物価高騰対策、また地元経済の活性化——商品券を発行するというところで、従来は産業課でされていたと思うんですけども、このたびは総務課。所管を変えるということはなかなか役場の組織の中であらうかなというふうには何か不具合か何か、産業課からこのたび総務課へ変わったということはあったんでしょうか。どういう理由で……。今まで産業課でやられたわけですね。多分、同じこと

を産業課でやられたことをそのまま総務課でやられると思うんです。運営主体は商工会——委託されていましてから、どういう理由で従来、産業課からまたこのたび総務課のほうへ所管が変わるのか、この理由だけ組織の問題としてお伺いをさせていただきます。以上です。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。前回のときの商品券は、あれはコロナ対策で、要するに産業とかそちらを助けないといけないよねと、要するにコロナで人が買わなくなったりしたり、企業が大変困っているということで、どちらかというとな産業を立て直すという意味合いが強かったのが産業課のほうでやった。今回はどっちかというとな物価高騰、要するにみんなが生活に困っているということでございまして、じゃあどこの課になるかというとな、総括的に総務課ということで、今回総務課のほうで対応させていただいたところでございます。以上です。

○議長（中村 武央君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） はい、趣旨はわかりました。ただ、商工会との折衝は、今までは産業課、また事務局も産業課で主体でお持ちで仕事をされていると思います。その辺の折衝にあたってのノウハウも産業課のほうにありますから、それが果たして総務課のほうでできるのかどうか、ちょっと心配してお尋ねいたしました。その辺のところをどういうふうにごコミュニケーションを図っていかれるかということをご改めてお尋ねをさせていただいて質問を終わります。以上です。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。当然産業課も一緒になってというな連携して当然やらないとできない。要するに全職場が、関係するところは全て総務課と一緒にやるということございまして、特に総務課だけが担当してやっているわけではございませんので、そのところは御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

採決は、電子採決システムにより行います。

まず、議案第1号「令和5年度平生町一般会計補正予算」は、原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（中村 武央君） 表決を終了いたします。賛成全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号「平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（中村 武央君） 表決を終了いたします。賛成全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号「平生町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（中村 武央君） 表決を終了いたします。賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（中村 武央君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。これをもって令和6年第1回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時43分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 平 岡 正 一

署名議員 細 田 留 美 子